

## 「核医学」投稿規定

### ■ 編集方針

(1) 掲載後の論文の著作権は、日本核医学会に属す。特記事項のあるものを除きクリエイティブコモンズ (CC) ライセンス (CC-BY-NC-SA, 表示-非営利-継承) を適用する。営利利用は不可で、クレジットを表示し、元作品と同じCCライセンスで公開すること。営利目的の利用を希望の場合は、学会事務局へ申請を必須とする。

(2) 利益相反状態の開示義務

「核医学」に投稿するすべての著者は、投稿時に「一般社団法人日本核医学会における臨床研究の利益相反管理に関する指針 — 施行細則」に定める「著者の利益相反に関する自己申告書」(書式2)により利益相反状態を明らかにし、提出しなければならない。

「一般社団法人日本核医学会における臨床研究の利益相反管理に関する指針」で規定された利益相反状態にある企業や団体がある場合には、その企業名や団体名を論文末尾に記載すること。利益相反状態がない場合は、責任著者が他の全著者を代表して前記書式を提出してよい。また、論文末尾に「利益相反に該当なし」などの文言を入れ、その旨を明記すること。

(3) 原稿の内容は放射性同位元素の医学応用に係わる研究およびこれに関連する分野で下記の項目に該当し、他誌(外国誌を含む。)に未発表のものとする。既発表の内容を投稿する際には、当該誌編集委員会などから内容の二次利用について承諾を得て、その証明を添付すること。その上で、「核医学」編集委員会において二次出版の妥当性を判断する。なお、基礎および臨床研究のいずれにおいても、生命倫理に充分配慮されたものであること。

臨床研究は厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成27年4月1日施行)に則って施行され、当該指針の指示するところの倫理審査委員会審査など必要とされる事項を満たすこと。介入を行う研究については、実施に先立って公開データベースへの登録が求められている。既存情報を用いた観察研究も倫理審査が必要である。

(4) 掲載する論文・記事の種別は以下のとおりとする。自由投稿を受け付けるのは、a)原著、b)症例報告、c)短報、d)技術報告、e)総説、f)編集者への手紙、とする。

a) **原 著**：独創性に富み、目的、方法、結論等の明確な研究論文。

b) **症例報告**：核医学診断または治療が有用であった稀な臨床経験を簡潔にまとめた論文。

- c) **短 報**：独創的ではあるが，部分的または断片的な研究を簡潔にまとめた論文。
- d) **技術報告**：技術，装置，医薬品の開発，改良，安全取扱などに関する経験や治験をまとめた実用価値のある報告。
- e) **総 説**：タイムリーなトピックに関する総説。
- f) **編集者への手紙**：掲載論文への意見および回答。
- g) **学会抄録**：日本核医学会学術総会，地方会，支部会発表論文の抄録で400 字以内，図表なしとし，質疑応答は掲載しない。
- h) **ワーキンググループ報告，ガイドライン等の学術的なもの。**

(5) 原稿の採否，掲載順序，項目は編集委員会で決定する。

(6) 別刷を希望する場合には実費を著者負担とする。注文は著者校正時に受け付ける。

(7) 投稿原稿は電子媒体で下記メールアドレスに送付のこと。なお，ファイルサイズが大きき場合には，CD等を適宜用い郵送すること。

核医学編集室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 虎ノ門33森ビル7階

(株)メディカルトリビューン 学術編集部

TEL: 03-6841-4542 FAX: 03-6841-4560

Email: [kakuigaku@medical-tribune.co.jp](mailto:kakuigaku@medical-tribune.co.jp)

\* ( 1998 年8 月以降の投稿より適用，2003 年5 月一部改訂，2004 年6 月一部改訂，2010 年2 月一部改訂，2010 年3 月一部改訂，2010 年9 月一部改訂，2015年8月一部改訂，2016年1月一部改訂，2016年6月一部改訂)

## ■ 執 筆 要 綱

### 1. 論文の書式

1) 論文および提出書類は，下記のファイルフォーマットで提出する。

- a) 本文：Word (A4, 40字×20行を目安，余白は上下左右30mm程度)
- b) 表：Word または Excel (画像の表や，テキストボックスの寄せ集めは不可)
- c) 画像・図：JPEG, TIFF

- 2) 用語は原則として核医学用語集（日本アイソトープ協会編）に準ずること。日本語訳語のあるときは、出来るだけ日本語を用い、英文を用いるときは原則として小文字を使用する。
- 3) 単位の表示には原則としてSI 単位を用いること。
- 4) 放射性医薬品名については本文中で最初に記載する時に、化学名（日本語または英語）を記載し、以後略称を用いる場合にはかっこ書で付記する。題名の中では一般化した略語は用いてよい。英文抄録では最初に用いる時に化学名を記載し、以後略称を用いる場合はかっこ書で付記する。タイトルの中では一般化した略語は用いてよい。病名、装置名等も、最初は省略せずに記載し、以後は略語を用いてもよい。核種の表記は元素記号の左肩に質量数を書く。（例<sup>99m</sup>Tc, <sup>111</sup>In, <sup>67</sup>Ga など）

## 2. 論文の構成

- 1) 原稿は和文とし、タイトルページから各ページに通し番号を入れる。図、および写真は別ページとする。論文の長さには制限は設けない。
- 2) 論文のタイトルページには、「論文種別、題名、著者名、著者所属、連絡先、キーワード（英語5 語以内）」を記載する。
- 3) 論文の構成は、タイトルページに続けて「和文要旨（200 ～ 400 字）、タイトル/著者/所属の英文表記、英文要旨（300 語以内）、本文、利益相反の開示、引用文献、図表の説明文（英文）」の順に記載する。
- 4) 要旨の書き方は、原著は「① 目的、② 方法、③ 結果、④ 結論」を各々簡略に記載する。原著以外は、1段落で要約する。公開データベース登録が行われている場合には、その登録番号などを要旨末尾に明示すること。また、倫理審査委員会審査が必要である場合には、審査を受けた旨を文中に明記すること。
- 5) 本文の構成は、それぞれ下記のとおりとする。
  - a) 原著：序文、方法、考察、結語
  - b) 症例：序文、症例、考察、結語
  - c) 短報：序文、症例、考察、結語
  - d) 技術報告：目的、方法、考察、結語
  - e) 総説・編集者への手紙は形式を問わない。
- 6) 引用文献について
  - a) 引用文献は掲載が決定されているものは可とする。
  - b) 引用文献としてパンフレットないしメーカー主催の研究会における記録集は認め

られない。

c) 記載順序は引用順とし, 1), 2), 3) . . . と続ける。

d) 欧文雑誌は, Index Medicus にならう。ただし, 著者名は6 名まで記載し, 以下は et al とする。

[例] Virgolini I, Raderer M, Kurtaran A, Angelberger P, Banyai S, Yang Q, et al: Vasoactive intestinal peptidoreceptor imaging for the localization of intestinal adenocarcinomas and endocrine tumors. *N Engl J Med* 1994; 331: 1116-1121.

e) 和文雑誌は, 著者名, 題名, 雑誌名, 年号 (西暦) , 巻数, ページの順とし, 著者名は6 名まで記載し, 以下は他とする。

[例] 久保敦司, 橋本 順, 中村佳代子, 岩崎隆一郎, 宮崎知保子, 油野民雄, 他: 多施設による 99mTc-MAG3 腎機能定量解析の精度の検討. *核医学* 1997; 34: 1101-1109.

f) 著書は和・欧文ともに, 著者名, 論文名, 編集者名, 書名, 発行社名, 発行地名, 発行年 (西暦) , ページの順で記載し, 著者名は全員を記載する。分担執筆の場合, 分担者が明記してある場合はこれを記載する。

[例] 村田 啓: 心筋血流シンチグラフィ. 久田欣一, 古舘正従, 佐々木康人, 小西淳二編, 最新臨床核医学. 金原出版, 東京, 1991: 255-270.

[例] Rauschnig W: Brain tumors and tumorlike masses: Classification and Differential Diagnosis. In: Osborn AG, ed. *Diagnostic Neuroradiology*. Mosby-Year Book, Inc., St. Louis, 1994: 401-528.

7) 表は英文で作成し, タイトルをつける。略語を使用した場合は, 個々の表の下部にその略語をスペルアウトしたものを記載する。図表および写真は鮮明なものであること。図は JPEG, TIFFで作成, 解像度は 300 dpi 以上とする。図表の中の文字・図表はすべて英語で記載すること。図表には「Table 1, Table 2…」 「Fig.1, Fig.2, …」と連番で図表番号をつけて, 本文中で図表番号順に引用する。図表の転載が必要な場合は, 著者の責任において転載許可を得ること。

## 附則

1. この規定は、2016年6月から施行する。